

# 毒物劇物販売業登録申請 及び 業務上取扱者届出の手引き

※この手引きは宮城県（仙台市を除く。）で毒物劇物販売業を行う方、一定の毒物劇物を業務上取り扱う業者のうち届出を要する方を対象としたものです。

令和4年3月

宮 城 県



## 目次

関係法令について .....	1
第1章 毒物劇物販売業について .....	2
毒物劇物とは（法第2条） .....	2
毒物劇物販売業（法第3条第3項） .....	2
販売業の登録の種類（法第4条の2、第4条の3） .....	2
毒物劇物の取扱について .....	2
毒物劇物販売業登録申請・届出について .....	3
1 毒物劇物販売業登録申請 .....	4
2 毒物劇物取扱責任者設置届 .....	5
3 毒物劇物取扱責任者変更届 .....	5
4 毒物劇物販売業登録更新申請 .....	6
5 変更届 .....	6
6 登録票書換え交付・再交付申請 .....	7
7 廃止届 .....	7
第2章 毒物劇物販売業者の遵守事項について .....	8
登録後、販売・授与するときの遵守事項 .....	8
1 交付時の確認・制限 .....	8
2 帳簿等の作成・保管 .....	10
3 毒物劇物の性状及び取扱に関する情報の提供 .....	11
第3章 毒物劇物業務上取扱者について .....	12
第4章 毒物劇物取扱責任者について .....	14
1 毒物劇物取扱責任者の業務 .....	14
2 毒物劇物取扱責任者の資格（法第8条第1項） .....	15
第5章 危害防止規定 .....	16
第6章 記載例 .....	17
1 毒物劇物販売業登録申請書の記載例 .....	17
2 毒物劇物取扱責任者設置届の記載例 .....	21
お問い合わせ先一覧 .....	25

## 関係法令について

以下、この手引きにおいて法令等は「 」のとおり省略して記載しています。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）・・・・・・・・・・

「法」

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）・・・・・・・・

「令」

毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）・・・・・・・・・・「指定令」

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）・・・・・・・・「規則」

毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年宮城県条例第59号）・・・・・・・・「条例」

毒物及び劇物取締法細則（昭和38年宮城県規則第15号）・・・・・・・・「細則」

その他通知など。

## 第1章 毒物劇物販売業について

毒物劇物とは (法第2条)

「毒物」とは、法別表第1に掲げる物で、医薬品や医薬部外品ではないもの  
「劇物」とは、法別表第2に掲げる物で、医薬品や医薬部外品ではないもの

毒物劇物販売業 (法第3条第3項)

毒物劇物を

①販売・授与  
②販売・授与を目的とした貯蔵・運搬・陳  
するとき ⇒毒物劇物販売業の登録が必要です。

※ 毒物劇物を直接取り扱わない伝票販売等の場合も登録が必要です。

販売業の登録の種類 (法第4条の2、第4条の3)

登録の種類	販売品目
一般販売業	すべての毒物劇物
農薬用品目販売業	農業上必要な毒物劇物で、規則第4条の2で定めた毒物劇物 (⇒規則別表第1)
特定品目販売業	規則第4条の3で定める毒物劇物 (⇒規則別表第2)

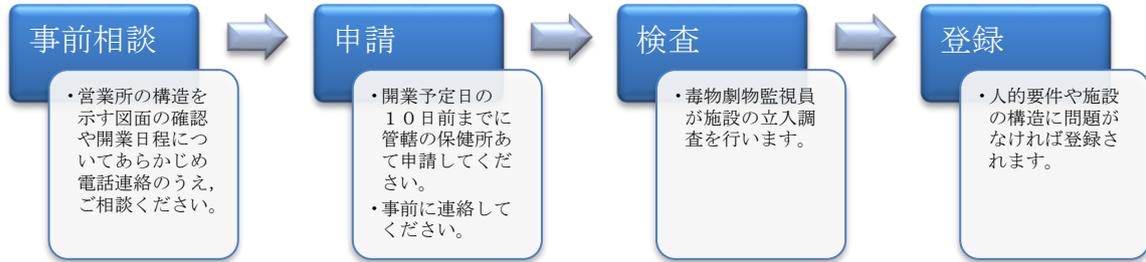
毒物劇物の取扱について

宮城県薬務課ホームページ内の「毒物劇物の適正な取扱いの手引き」を参照ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/54035.pdf>

## 毒物劇物販売業登録申請・届出について

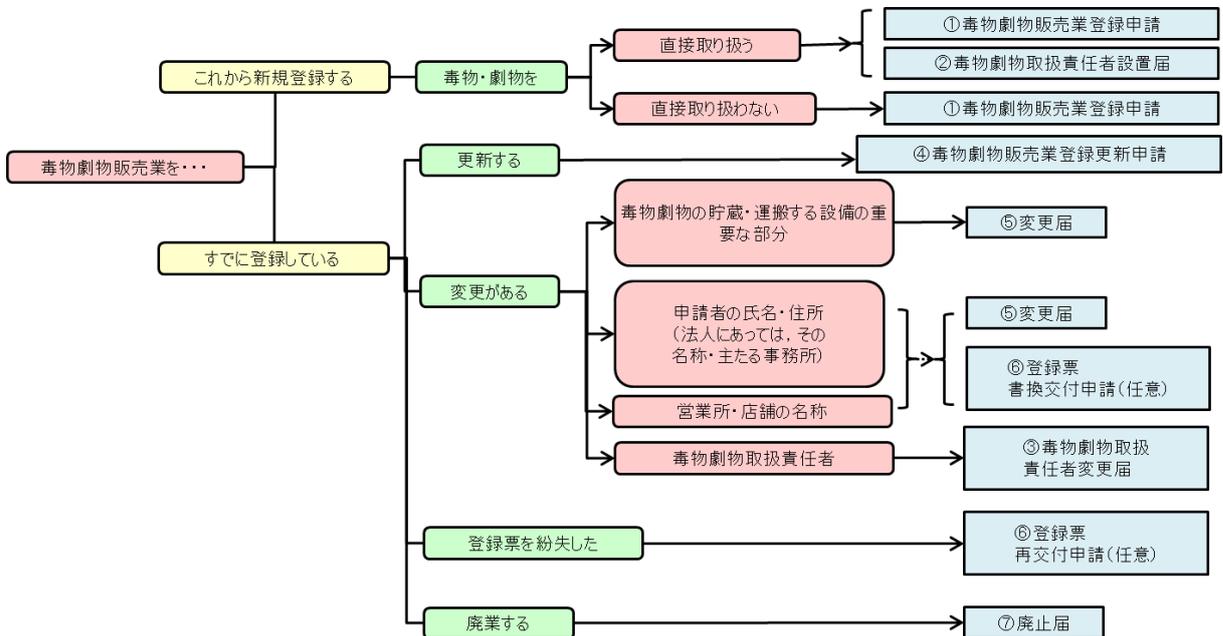
### 毒物劇物販売業登録申請の流れ



お問い合わせ先は手引き最終ページを参照ください。

- ・毒物劇物販売業の登録申請から登録まで通常10日間かかります。
- ・登録票の交付日は基本的に登録有効期間開始日となります。
- ・登録は店舗ごとにその店舗の所在地を管轄する保健所長が行います。
- ・登録の有効期間は6年間です。

### 申請等フローチャート図



## 1 毒物劇物販売業登録申請

手数料 14,700円（宮城県収入証紙）（記載例 17 ページ参照）

### 提出書類

- (1) 毒物劇物販売業登録申請書（規則別記第 2 号様式）
- (2) 法人にあつては定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書（有効期間は 3 ヶ月以内）
- (3) 設備の概要図（別記様式（6））

### 参考書類として

- (4) 店舗付近の見取り図

（注） 毒物劇物取扱責任者の設置が必要な時、**2 毒物劇物責任者設置届**を同時に提出して下さい。

※営業所・店舗の構造設備について（規則第 4 条の 4 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号の基準）

- ① 貯蔵設備は、その他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- ② 貯蔵容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- ③ 貯蔵設備が、貯水池その他容器を用いないときは、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- ④ 貯蔵場所にかぎをかける設備がある、又は、性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- ⑤ 陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- ⑥ 運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること

※ 毒物又は劇物の表示について

直接の容器・被包及び陳列・貯蔵場所に必要な表示を行わなければいけません。

- ① 毒物：「医薬用外」の文字と赤地に白字をもって「毒物」
- ② 劇物：「医薬用外」の文字と白地に赤字をもって「劇物」

毒物

※ 毒物又は劇物を直接取り扱わない（現物を扱わない）販売業について

劇物

「直接取り扱わない」とは、伝票販売など、貯蔵・陳列・運搬などを一切行わない場合を言います。

貯蔵施設・毒物劇物取扱責任者の設置は不要ですが、これ以外の点については、毒物又は劇物を直接取り扱う販売業と同様の義務が定められています。

- ① 交付を受ける者の確認
- ② 譲渡譲受の記録
- ③ 毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供（SDS等の交付）等

※ 毒物劇物販売業の登録を受ける前に、店頭で毒物劇物を陳列してはいけません。

## 2 毒物劇物取扱責任者設置届

(毒物劇物取扱責任者については14ページ参照)(記載例 21ページ参照)

### 提出書類

- (1) 毒物劇物取扱責任者設置届書(規則別記第8号様式)
- (2) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類(※)
- (3) 医師の診断書(有効期間は1ヶ月以内)
- (4) 誓約書(別記様式(3)-1)
- (5) 使用関係証明書(別記様式(1))

(注) 営業者自らが毒物劇物取扱責任者となる場合であっても毒物劇物取扱責任者設置届を提出してください。

※ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類は以下のいずれか1つ。

(原本を持参し、窓口で確認を受けて下さい。)

- A) 薬剤師免許証
- B) 厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学科を修了したことがわかる卒業証明書又は卒業証書等(詳細は15ページ参照)
- C) 毒物劇物取扱者試験合格証

## 3 毒物劇物取扱責任者変更届

### 提出書類

- (1) 毒物劇物取扱責任者変更届書(規則別記第9号様式)
- (2) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- (3) 医師の診断書(有効期間は1ヶ月以内)
- (4) 誓約書(別記様式(3)-1)
- (5) 使用関係証明書(別記様式(1))

(注1) 2 毒物劇物取扱責任者設置届を参照してください。

(注2) 変更の日から30日以内に届け出なければなりません。

#### 4 毒物劇物販売業登録更新申請

手数料：6,400円（宮城県収入証紙）

提出書類

- (1) 毒物劇物販売業登録更新申請書（規則別記第5号様式）
- (2) 登録票

(注) 有効期間満了の1ヶ月前までに申請してください。

#### 5 変更届

以下のことを変更したときは届け出てください。

- ① 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所）を変更したとき。
- ② 毒物又は劇物を貯蔵し又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
- ③ 営業所又は店舗の名称を変更したとき。

提出書類

- (1) 変更届（規則別記第11号様式の(1)）
- (2) （設備の重要な部分の変更にあつては）構造設備の概要図
- (3) （法人の名称又は所在地変更にあつては）登記事項証明書等

(注1) 変更の日から30日以内に届け出なければなりません。

(注2) 設備の重要な部分の変更の場合は、実地調査があります。

**(注3) 次の場合は新規で登録を取り直す必要があります。**

- ・ 営業者が変わる場合
- ・ 店舗を移転する場合
- ・ 登録の種類（一般、農薬用品目、特定品目）を変更する場合
- ・ 店舗を取り壊し、同じ場所に新たな店舗を建設する場合

※登録票の記載事項に変更があったときは、登録票書換え交付申請もあわせて申請できません。

## 6 登録票書換え交付・再交付申請

- 手数料 書換え交付：2,400円（宮城県収入証紙）  
再交付：4,000円（宮城県収入証紙）

### 書換え交付申請の提出書類

- (1) 登録票書換え交付申請書（規則別記第12号様式）
- (2) 登録票

### 再交付申請の提出書類

- (1) 登録票再交付申請書（規則別記第13号様式）
- (2) 登録票（登録票の紛失に伴う申請では不要）

## 7 廃止届

### 提出書類

- (1) 廃止届（規則別記第11号様式の(2)）
- (2) 登録票

- (注1) **廃止の日から30日以内**に届け出なければなりません。
- (注2) 廃止の日<sup>に</sup>現に所有する毒物劇物の品名・数量・保管又は処理の方法を備考欄に必ず記載してください。
- (注3) 特定毒物を所有している者<sup>にあつては</sup>、廃止の日から15日以内に、特定毒物所有品目及び数量届書を提出してください。（規則別記第17号様式）
- (注4) 有効期限満了後、失効した場合<sup>であつても</sup>本届書を提出してください。
- (注5) 営業者の死亡（法人<sup>にあつては</sup>解散）による廃止届<sup>にあつては</sup>、戸籍法上の届出義務者（法人<sup>にあつては</sup>清算人）が届け出てください。

## 第2章 毒物劇物販売業者の遵守事項について

### 登録後、販売・授与するときの遵守事項

#### 1 交付時の確認・制限

譲渡の際は、以下を確認してください

- (1) 譲受人の身元
- (2) 使用目的・場所・時期
- (3) 交付する毒物劇物の種類が適当で必要最小量であること
- (4) (販売相手が毒物劇物の営業者の場合は) 毒物劇物販売業の登録の有無

次の人に交付してはいけません。(法第15条第1項)

- 一 18歳未満の者(譲受人が法人の場合、交付を受ける者が18歳未満の場合も譲渡してはいけません)
- 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

作用・性質等により交付に制限のある毒物劇物について

興奮・幻覚・麻酔の作用を有する毒物劇物

#### 法第3条の3

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含む物を含む。)\*であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

興奮・幻覚・麻酔の作用を有する毒物劇物(令第32条の2)

- ①トルエン
  - ②酢酸エチル
  - ③トルエン又はメタノールを含むシンナー、接着剤、塗料、閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (シンナー：塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤)

法第24条の2により、『摂取、吸入、摂取・吸入の目的で所持』することを知って譲渡した場合にも罰則があります。使用目的を確認してから譲渡してください。

引火性・発火性・爆発性のある毒物劇物

法第3条の4

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるもの<sup>※</sup>は、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

※引火性・発火性・爆発性がある毒物劇物（令第32条の3）

①亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る）

②塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る）

③ナトリウム

④ピクリン酸

法第24条の2により、『業務その他正当な理由によることなく所持』することを知らず販売・授与した場合にも罰則があります。使用目的を確認してから販売等してください。

法第15条第2項

2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。

- ・ 氏名・住所は身分証明書等（例：運転免許証、健康保険証等）の原本で確認してください。
- ・ 帳簿を備え、下記事項を記載し、最終記載日から5年間、保存しなければなりません。

①交付した毒物又は劇物の名称

②交付の年月日

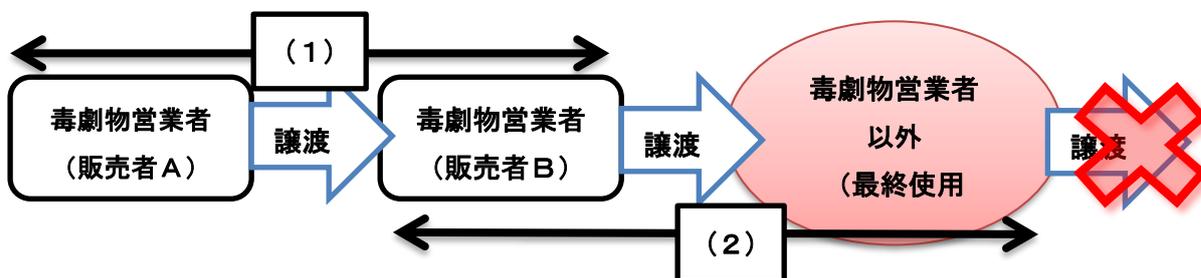
③交付を受けた者（実際に受け取った者）の氏名及び住所

規則第12条の2の6ただし書き

ただし、毒物劇物営業者と常時取引関係にある者、毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員等毒物劇物営業者がその氏名及び住所を知りつしている者に交付する場合、その代理人、使用人その他の従業者（毒物劇物営業者と常時取引関係にある法人又は毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員たる法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。）であることが明らかな者にその者の業務に関し交付する場合及び官公署の職員であることが明らかな者にその者の業務に関し交付する場合は、その資料の提示を受けることを要しない。

## 2 帳簿等の作成・保管

⇒譲渡先による違いがあります。



### (1) 毒物劇物営業業者 A から 毒物劇物営業業者 B への譲渡する場合

販売者 A は、販売・授与の都度、以下の事項を書面に記載し（帳簿を作成し）、販売・授与の日から **5 年間** 保存してください。

- |                    |           |                       |
|--------------------|-----------|-----------------------|
| ①毒物・劇物の名称          | ②毒物・劇物の数量 | ③販売・授与の年月日            |
| ④譲受人の氏名（法人の場合：法人名） |           |                       |
| ⑤職業（法人の場合：無し）      |           | ⑥住所（法人の場合：主たる事務所の所在地） |

（注 1） 譲渡先の登録の有無の確認（登録票の写しをもらう等）を必ずしてください。

（注 2） 同一法人の店舗間でも譲渡譲受の際には譲渡の記録が必要です。

### (2) 毒物劇物営業業者 B から 毒物劇物営業業者以外 に譲渡するとき

譲受人から、上記①～⑥が記載・押印された書面（いわゆる譲受証）の提出を受け、交付・販売・授与の日から **5 年間** 保存してください。

<譲受証の例> 必要事項が記載してあれば伝票等と兼ねても可。

毒物劇物譲受証		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日	令和	年 月 日
譲受人 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	印
	職業	
	住所	
備考	(使用目的)	

（注 1） 備考欄に使用目的が記載されていることを確認し、使用目的及び使用量が適切なものであるか十分確認を行って下さい。

参考通知『毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について（平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 34 号厚生省医薬安全局長通知）』

（注 2） 毒物又は劇物を交付する事前又は同時に譲受人から譲受証の提出を受けなければいけません。

### 3 毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供

#### 令第40条の9

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

※毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報とは、SDS（安全データシート）等を指します。SDS等は製造業者等から入手してください。

#### (1) 情報提供の方法（規則第13条の11）

文書、または互いの同意があれば磁気ディスクの交付その他の方法も可です。

#### (2) 提供しなければならない情報の内容（規則第13条の12）

- |  |                   |
|--|-------------------|
| ① 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名・住所<br>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) |                   |
| ② 毒物又は劇物の別   | ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置 |
| ③ 名称並びに成分及びその含量                                      | ⑨ 物理的及び化学的性質      |
| ④ 応急措置   | ⑩ 安定性及び反応性        |
| ⑤ 火災時の措置   | ⑪ 毒性に関する情報        |
| ⑥ 漏出時の措置   | ⑫ 廃棄上の注意          |
| ⑦ 取扱い及び保管上の注意  | ⑬ 輸送上の注意          |

#### (3) 情報提供の省略（令第40条の9、規則第13条の10）

以下の場合には情報提供の省略が出来ます。

- |   |
|---|
| ①既に情報を提供している場合  |
| ②1回200mg以下の劇物の販売又は授与する場合  |
| ③令別表第一の上欄に掲げる物(塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物(住宅用の洗剤で液体状のものに限る)、DDVPを含有する製剤(衣料用の防虫剤に限る))を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売又は授与する場合 |

ただし、提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の情報を提供するよう努めてください。

### 第3章 毒物劇物業務上取扱者について

(法第22条第1項、令第41条、第42条、規則第13条の2、規則第18条)

届出が必要な毒物劇物業務上取扱者に該当する場合、事業場ごとに、業務上これらの毒物劇物を取り扱うこととなった日から30日以内に、事務所を管轄する保健所に届け出なければなりません。

届出が必要な毒物劇物業務上取扱者に該当する事業とは、

下記の事業であって、以下の毒物劇物を扱っている場合です。

- (1) 電気めっき・金属熱処理を行う事業 : 無機シアン化合物たる毒物、これを含有する製剤
- (2) 運送事業※ : 別表第2 (以下参照) に掲げる物
- (3) しろありの防除を行う事業 : 砒素化合物たる毒物、これを含有する製剤

※運送事業とは・・・

最大積載量が5000kg以上の大型自動車(自動車、被牽引自動車)に、

- ① 固定された容器を用いて、運送する場合
- ② 内容積200L以上の容器を積載し、四アルキル鉛を含有する製剤を運送する場合
- ③ 内容積1000L以上の容器を積載し、運送する場合

別表第2 (第42条関係)

- 一 黄磷
- 二 四アルキル酸を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6パーセント以下を含有するものを除く。)
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅弗化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

#### 1 毒物劇物業務上取扱者届

提出書類

- (1) 毒物劇物業務上取扱者届(規則別記第18号様式)
- (2) 設備の概要図(別記様式(7))

(運送業の場合は車両等の概要図(車種, No., 最大積載量, 表示等))

(注) 毒物劇物責任者設置届を同時に提出して下さい。(詳細は5ページ参照)

## 2 変更届

以下のことを変更したときは届け出てください。

- ① 氏名又は住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 取り扱う毒物又は劇物の品目
- ③ 事業場の所在地又は名称

提出書類

変更届（規則別記第19号様式の（1））

（注） 変更の日から30日以内に届け出なければなりません。

## 3 廃止届

提出書類

廃止届（規則別記第19号様式の（2））

（注1） 廃止の日から30日以内に届け出なければなりません。

（注2） 廃止の日に現に所有する毒物劇物の品名・数量・保管又は処理の方法を備考欄に必ず記載してください。

## 第4章 毒物劇物取扱責任者について

### 1 毒物劇物取扱責任者の業務

#### 法第7条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

⇒毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の為の業務を行ってください。

#### 毒物劇物取扱責任者の業務について（昭和50年7月31日薬発第668号厚生省薬務局長通知）

- ① 製造作業場所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について  
設備の基準の遵守状況の点検・管理  
毒劇物の授受の管理  
毒劇物の在庫量の定期的点検  
毒劇物の種類等に応じた使用量の把握(毒物及び劇物の保管管理について昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)
- ② 表示、着色等の遵守状況点検
- ③ 取扱いについて  
盗難・紛失の防止対策  
敷地外への飛散・流出等の防止対策  
毒物と指定劇物について、飲食物の容器の使用禁止
- ④ 運搬、廃棄に関する技術上の基準について  
運搬に関する技術上の基準への適合状況の点検  
運搬時の飛散・流出等の防止対策  
廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
- ⑤ 事故時の措置等について  
事故時の応急措置に必要な設備器材等の配備・点検・管理  
当該製造所等と周辺事務所等との間の事故処理体制、事故時の応急措置の連絡に関する事  
事故時の保健所等への届出、事故の拡大防止のための応急措置の実施に関する事  
事故の原因調査及び事故の再発防止のための措置の実施に関する事
- ⑥ その他  
従業員の教育及び訓練に関する事  
業務日誌の作成に関する事。  
その他保健衛生上の危害防止に関する事

#### ※ 毒物劇物取扱責任者の兼任について

原則、認められていません。

製造業・輸入業・販売業のうち2種以上が隣接してある場合や、同一建物内に複数の販売業がある場合などは兼務可能です。

## 2 毒物劇物取扱責任者の資格 (法第8条第1項)

- (1) 薬剤師
- (2) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者 (※参照)
- (3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

※厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者について

(毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について (平成13年2月7日医薬化発第5号)より)

① 大学等 (卒業証明書等で確認)

応用化学に関する学課《A》を修了した者

② 高等専門学校

工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者

③ 高等学校・専門課程を置く専修学校(専門学校) (成績証明書、卒業単位証明書等で確認)

応用化学に関する学課を修了した者 (30単位以上の化学に関する科目《B》を修得していることを確認します。)

④ 高等学校 (成績証明書、卒業単位証明書等で確認)

応用化学に関する学課を修了した者 (30単位以上の化学に関する科目《B》を修得していることを確認します。)

要件に該当するかどうかは事前に管轄保健所・支所へお問い合わせください。

### 《A》

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目《B》の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科

### 《B》 次の分野に関する講義、実験及び演習 (50分×35コマで1単位)

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、染色化学、放射化学、医科学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境科学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等

## 第5章 危害防止規定

### 法第7条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

⇒当該製造所等に係る毒物劇物危害防止規定を作成し、当該製造所等における毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にしてください。（昭和50年7月31日薬発第668号厚生省薬務局長通知）

危害防止規定の記載事項（昭和50年11月6日薬安第80号・薬監第134号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知）

- ① 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
- ② 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- ③ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの設備等の点検の方法に関する事項
- ④ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの設備等の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時の関係機関への通報・応急措置活動に関する事項
- ⑥ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育・訓練に関する事項
- ⑦ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

<参考例> 毒物劇物危害防止規定について

宮城県薬務課ホームページ内の「毒物劇物危害防止規程（販売業者用）」を参照ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/54040.pdf>

第6章 記載例

1 毒物劇物販売業登録申請書の記載例

別記第2号様式（第2条関係）

登録する業種を○で囲んでください。

記載例

一般販売業

毒物劇物農業用品目販売業登録申請書  
特定品目販売業

<p>店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称</p>	<p>〒985-0003 塩竈市北浜四丁目8-15</p> <p>みやぎ薬局</p> <p>TEL 022-211-0000 FAX 022-211-0000</p>
<p>備 考</p>	<p>登録する業種を○で 囲んでください。</p> <p>薬局や医薬品販売業の許可期間中や、申請中の場合は、その旨、許可番号、許可年月日（有効期間の開始日）を、 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、直接取り扱わない旨を、備考欄に記載してください。</p>

上記により、毒物劇物の 一般販売業 農業用品目販売業 特定品目販売業

令和3年 4月 1日

申請の年月日を  
記載ください。

実地調査の日程調整などでお電話しますので、担当者の連絡先を記載してください。

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社みやぎ 代表取締役 宮城花子

宮城県知事 ●● ●● 殿

連絡(担当)者名 宮城 太郎

連絡先TEL 0224 (53) 0000

〈毒物又は劇物を直接取り扱う販売業者の場合〉 ※詳細は4ページ参照

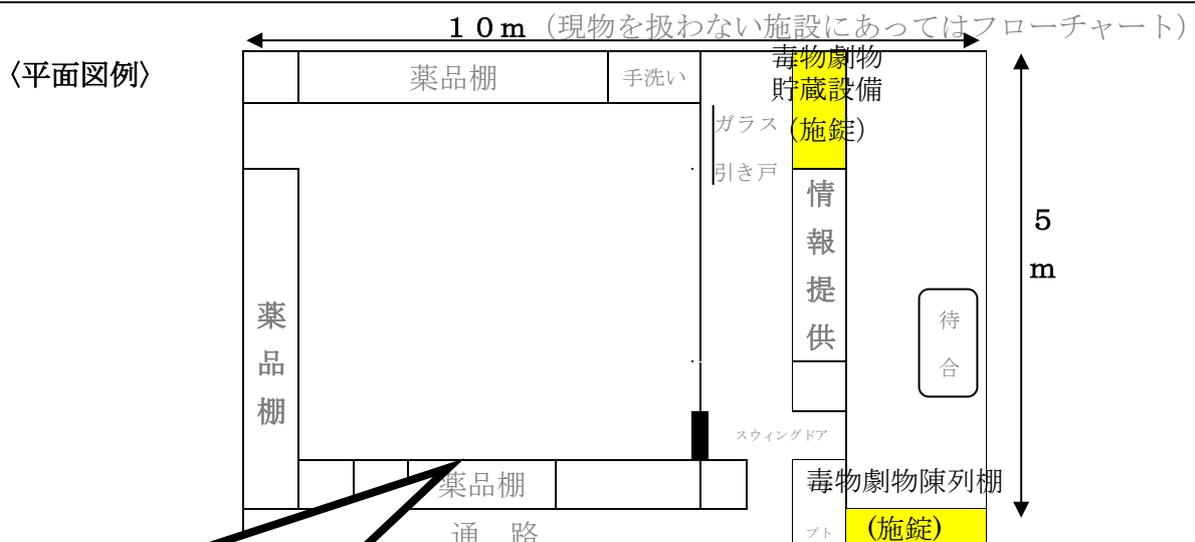
記載例

別紙様式(7)

新規の場合は空欄

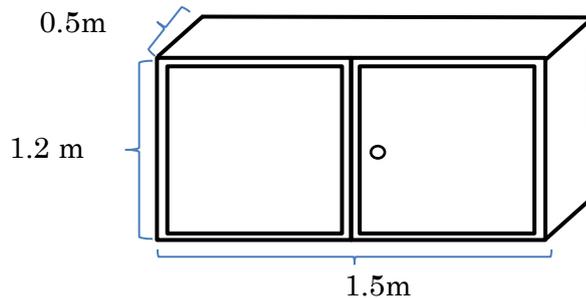
登録番号		名称	みやぎ薬局			
建物の構造	コンクリート造り		地上(3)階 地下(1)階建(1)階使用			
面積	50.0 m <sup>2</sup>	材質	かべ: ビニー ルクロ ス	床: クッシ ョンフ ロア	天井: ジプト	井: ン

店舗・貯蔵設備平面図(1目盛m)



設備の概要図とは、店舗(貯蔵設備が店舗外にあるときは、これを含む)の平面図及び構造設備規則の基準の全てに合致していることを示す立体図とします。図示できない事項及び材質等を申請書の図の下にある欄に補足し記載してください。また主要部分の寸法を必ず記入してください。

欄内に記載できない場合、「別紙のとおり」と記入の上、店舗・貯蔵設備平面図を添付してください。



(寸法を記入すること)

材質	スチール	容器	縦 1.2 m	横 1.5 m	奥行 0.5 m	錠の種類	シリンダー
直接の容器の種類	ガラス瓶	施錠不可な場合の堅固な棚の種類		運搬用具を使用するときの種類			

〈毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業者の場合〉 ※詳細は4ページ参照

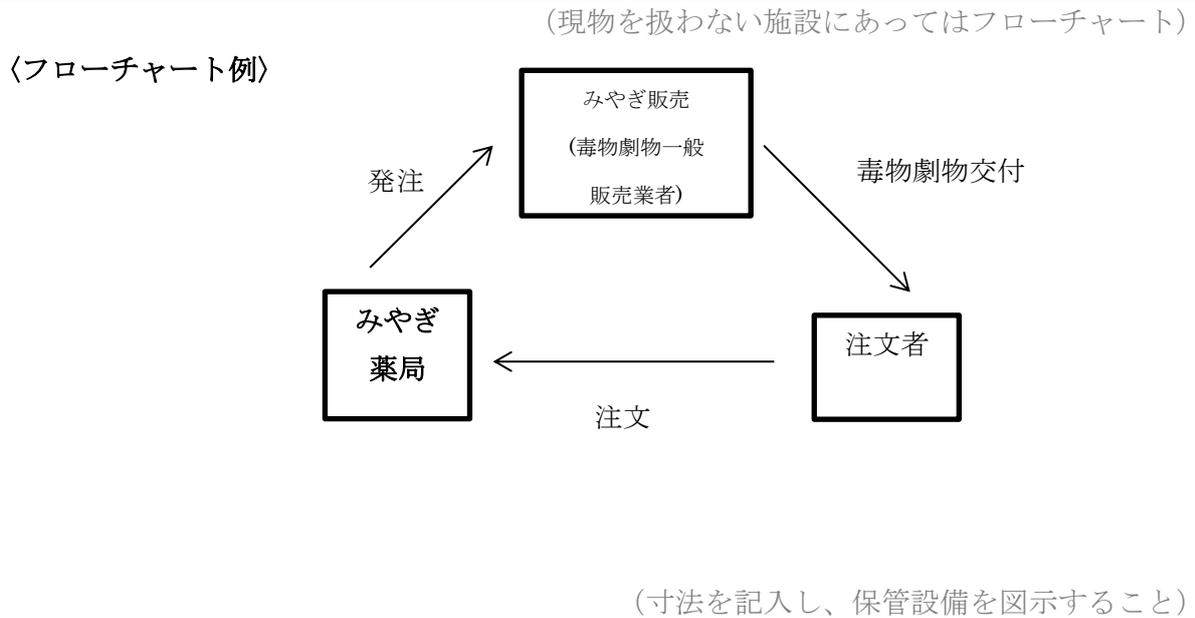
記載例

別紙様式(7)

新規の場合は空欄

登録番号		名称	みやぎ薬局			
建物の構造	コンクリート造り		地上(3)階	地下(1)階	建(1)階	使用
面積	50.0 m <sup>2</sup>	材質	かべ: ビニー ルクロ ス	床: クッシ ョンフ ロア	天井: ジプト ン	井:

店舗・貯蔵設備平面図(1目盛m)



貯蔵設備の立体図

(寸法を記入すること)

材質	容器	縦 m	横 m	奥行 m	錠の種類
直接の容器の種類		施錠不可な場合の堅固な棚の種類			運搬用具を使用するときの種類

営業内容	<p>小売      卸売      伝票販売</p>
	<p>主な取扱い品目</p> <p><b>苛性ソーダ、塩酸</b></p>

店舗付近の見取図（目標を明示した略図）縮尺



2 毒物劇物取扱責任者設置届の記載例

別記第8号様式（第5条関係）

新規申請で同時に責任者設置届を提出する場合、空欄で提出ください。

記載例

毒物劇物取扱責任者設置届

登録する業種を記載してください。

業 務 の 種 別	毒物劇物一般販売業
登録番号及び登録年月日	黒第Q01234号 平成 24年 8月 23日
製造所(営業所、店舗、事業場)の所在地及び名称	塩竈市北浜四丁目8-15 みやぎ薬局 TEL 022-211-0000
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	富谷市ひより台2-42-2 黒川 一郎
毒物劇物取扱責任者の資格	1 薬剤師 2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を終了した者 3 都道府県知事が行う毒物劇物一般(農業用品具、特定品具)取扱試験に合格したもの
備 考	

個人の住所を記載してください。

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和3年4月1日

届出の年月日を記載ください。

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社みやぎ 代表取締役 宮城花子

宮城県知事 ●●●● 殿

連絡(担当)者名 宮城 太郎

連絡先TEL 0224 (53) 0000

令和3年4月1日

## 使用関係証明書

使用者

住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 株式会社みやぎ  
代表取締役 宮城花子

被使用者

住所 富谷市ひより台2丁目42-2

氏名 黒川 一朗

取扱責任者の個人の住所  
を記載してください。

私どもは、下記の条件のもとに使用関係にあることを証します。

記

1 勤務場所の所在地及び名称

所在地：塩竈市北浜四丁目8-15

名称：みやぎ薬局

2 勤務内容

毒物劇物取扱責任者

（責任をもって毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。）

3 勤務日及び勤務時間

月～金曜日 9：00～17：00

4 その他参考事項

## 誓約書

毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号に該当しないことを誓約します。

令和3年 4月 1日

取扱責任者の個人の住所  
を記載してください。

住所 富谷市ひより台2丁目42-2

氏名 黒川 一朗

宮城県知事 ●●●● 殿

(注意)

- 1 毒物劇物取扱責任者の住所、氏名を記載すること。
- 2 毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号

(毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者。)

## 診 断 書

氏 名	黒川 一朗		性別	男
生 年 月 日	昭和 40 年 1 月 1 日		年齢	●●
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。  (各項目について該当する□欄にチェック☑をつけてください。)</p> <p>1 精神機能  精神機能の障害  <input checked="" type="checkbox"/> 明らかに該当なし  <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要  専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況並びに業務への支障の程度（できるだけ具体的に。詳細については別紙も可）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <p>2 麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒  <input checked="" type="checkbox"/> なし  <input type="checkbox"/> あり</p>				
診断年月日	令和 3 年 4 月 1 日			
医 師	病院、診療所 又は介護老人保健 施設等の名称	せんだい総合クリニック		
	所 在 地	仙台市青葉区本町3丁目〇〇-〇 TEL 022-211-〇〇〇〇		
	氏 名	医師 仙台 太朗		

お問い合わせ先一覧

担当公所	所在地	電話（f a x）	管轄市町村
宮城県保健福祉部 薬務課薬事温泉班	〒980-8570（宮城県庁6階） 仙台市青葉区本町三丁目8-1	022-211-2652 (211-2490)	
仙南保健所	〒989-1243（大河原合同庁舎内） 柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3119 (53-3131)	白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村 田町 柴田町 川崎町 丸森町
塩釜保健所	〒985-0003 塩竈市北浜四丁目8-15	022-363-5505 (367-6930)	塩竈市 多賀城市 松島 町 七ヶ浜町 利府町
塩釜保健所 岩沼支所	〒989-2432 岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6294 (24-3525)	名取市 岩沼市 亘理町 山元町
塩釜保健所 黒川支所	〒981-3304 富谷市ひより台二丁目42-2	022-358-1111 (358-1110)	富谷市 大和町 大郷町 大衡村
大崎保健所	〒989-6117（大崎合同庁舎内） 大崎市古川旭四丁目1-1	0229-87-8001 (22-9449)	大崎市 加美町 色麻町 涌谷町 美里町
栗原保健所	〒987-2251（栗原合同庁舎内） 栗原市築館藤木5-1	0228-22-2115 (22-7019)	栗原市
登米保健所	〒987-0511（登米合同庁舎内） 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6120 (22-9242)	登米市
石巻保健所	〒986-0850（石巻合同庁舎内） 石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1475 (94-8982)	石巻市 東松島市 女川 町
気仙沼保健所	〒988-0066 気仙沼東新城3-3-3	0226-22-6615 (24-4901)	気仙沼市 南三陸町

※仙台市内に開業する場合は 仙台市保健所健康安全課医務薬務係（仙台市役所8階）  
にお問い合わせください。（電話：022-214-8085）